

基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-I 公的年金制度の安定的かつ適正な運営を図ること

<実績目標>

- ・公的年金給付が老後生活に役に立つこと

【評価指標：モデル年金月額】

- ・公的年金の財政が安定していること

【評価指標：積立度合（公的年金）、最終保険料率（厚生年金）、最終保険料（国民年金）】

- ・公的年金積立金について、基本ポートフォリオを適切に管理すること

【評価指標：年度末における各資産の構成割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	総合 実績 -16 15	実績 16	実績 17	・H15 から H18 までにおける実績評価は、公的年金積立金の基本ポートフォリオの管理を中心に実施 ・H16 の総合評価は、公的年金の財政再計算に併せて実施
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・公的年金制度については、H16 までに財政再計算を行うこととなっている					

1-II 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること

<実績目標>

- ・公的年金の上乗せの年金制度が普及していること

【評価指標：厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）の普及状況（実施件数及び加入者数）、国民年金基金、確定拠出年金（個人型）の加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	実績 14	実績 15	実績 16	実績 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標 4 施策目標 3 I を参照）

施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進

すること

3-I 高齢者の介護予防と健康づくりを推進すること

<実績目標>

- ・介護予防事業を推進すること

【評価指標：介護予防事業の実施市町村数（各メニューごと）】

- ・老人保健事業（保健事業第4次計画）を推進すること

【評価指標：個別健康教育の実施市町村数、基本健康診査の受診率、各メニューごとの事業量（開催回数等）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	実績	実績	モニ	・H16の実績評価は、老人保健事業を中心に実施 ・H17の実績評価は、介護予防事業を中心に実施
12-14	14	12-16	15-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・介護予防事業については、ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。 ・老人保健事業第4次計画は、H16で終了					

3-II 高齢者の社会参加・生きがいづくりを推進すること

<実績目標>

- ・高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援を推進すること

【評価指標：高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村数、老人クラブ活動等事業の老人クラブ数、加入者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
12-14	14	15	15-17	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。					

3-III 高齢者の生活支援を推進すること

<実績目標>

- ・高齢者の生活支援事業（配食サービス等）を推進すること

【評価指標：生活支援事業の実施市町村数（各メニューごと）】

- ・生活支援のための施設の整備を図ること

【評価指標：生活支援ハウスの箇所数、ケアハウスの入所定員数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-14	モニ 14	モニ 15	実績 15-17	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。					

施策目標4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を

図ること

4-I 介護保険制度の適切な運営を図ること

＜実績目標＞

- ・介護保険の円滑な実施を図ること

【評価指標：認定結果に対する不服審査請求率、介護保険料の収納率】

- ・介護サービスの利用の促進など、介護保険制度の定着を図ること

【評価指標：介護サービスの利用者数、介護サービスの給付額】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 13	モニ 14	モニ 15	総合 -17	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・介護保険法（平成9年法律第123号）附則第2条の規定（法施行（H12）後5年目処見直し）					

4-II 質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

＜実績目標＞

- ・必要な介護サービス量の確保を図ること

【評価指標：介護サービスの提供量、指定事業所数、ヘルパー、ケアマネの養成研修の養成者数、離島等サービス確保対策事業の実施市町村数】

- ・介護サービスの質の向上を図ること

【評価指標：ケアマネの現任研修の受講者数、介護相談員養成研修の受講者数】

- ・痴呆性高齢者支援対策を推進すること

【評価指標：指導者・実務者研修の受講者数、グループホームの箇所数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績 12-14	モニ 14	モニ 15	実績 15-17	モニ 17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・ゴールドプラン21が原則3年ごとに見直し。					